

給水装置施工基準新旧対照表（令和 8 年 3 月 1 日改正）

新	旧
<p>2.2.4 給水本管の構造</p> <p>(1) 配水管から分岐する給水本管口径の決定については、各給水管の計画使用水量、各分岐給水管の引込み口径、分岐する配水管の水圧から、水理計算を行い、口径を決定しなければならない。</p> <p>(2) 給水本管は耐震性を有する管種で布設すること。</p> <p>(3) 配水管から分岐する給水本管には必ず仕切弁（スリース弁）及び仕切弁室（スリース弁室）を設置すること。</p> <p>(4) 給水本管には、水の滞留による水質の悪化及び給水本管の保護のため、ドレン管を設け、管末は、管末のドレン管の分岐から 30cm 布設しキャップ止めとすること。</p> <p>(5) 仕切弁（スリース弁）及び仕切弁室（スリース弁室）の設置場所は協議すること。</p> <p>(6) 給水本管は、原則として公道又はこれに準ずる道路に布設する<u>ものとする</u>。<u>ただし、公道又はこれに準ずる道路に布設されていない給水本管の改造又は修繕工事については、配管位置に維持管理上の支障がないと管理者が認めた場合は、例外として取り扱うことができるものとする。</u></p> <p>(7) 空気弁等が必要な場合は、水道局と協議の上設置すること。</p> <p>(8) 給水本管の最小口径は 40mm とする。</p> <p>(9) 給水本管の標準構造図及び布設図は、次のとおりとする。</p>	<p>2.2.4 給水本管の構造</p> <p>(1) 配水管から分岐する給水本管口径の決定については、各給水管の計画使用水量、各分岐給水管の引込み口径、分岐する配水管の水圧から、水理計算を行い、口径を決定しなければならない。</p> <p>(2) 給水本管は耐震性を有する管種で布設すること。</p> <p>(3) 配水管から分岐する給水本管には必ず仕切弁（スリース弁）及び仕切弁室（スリース弁室）を設置すること。</p> <p>(4) 給水本管には、水の滞留による水質の悪化及び給水本管の保護のため、ドレン管を設け、管末は、管末のドレン管の分岐から 30cm 布設しキャップ止めとすること。</p> <p>(5) 仕切弁（スリース弁）及び仕切弁室（スリース弁室）の設置場所は協議すること。</p> <p>(6) 給水本管は、原則として公道又はこれに準ずる道路に布設する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 空気弁等が必要な場合は、水道局と協議の上設置すること。</p> <p>(8) 給水本管の最小口径は 40mm とする。</p> <p>(9) 給水本管の標準構造図及び布設図は、次のとおりとする。</p>